

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分)

令和6年4月1日～令和6年4月30日

令和6年4月30日現在

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月1日	「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」(仮称)についての懸念	情報通信消費者ネットワーク 長田三紀	<p>情報通信消費者ネットワークは、特に情報通信分野に注力している消費者団体であり、政府の各種有識者会議でも意見を述べる機会を得てきた。今般、標記法律案が第213回国会に提出されようとしているが、同法律案についてはセキュリティ、プライバシー及び消費者保護の観点で懸念があるため、ここに申し述べる。</p> <p>1 アプリ代替流入経路の容認 アプリ代替流入経路の容認が、セキュリティやプライバシーの観点から大きく問題であることは、一般社団法人MyDataJapanにより、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」に対する意見」において、「法令順守のレベルを超える措置はすべて「過度な措置」になるとする本最終報告書の考え方には到底賛成することはできない」と明確に批判され、2024年3月20日付日本経済新聞の記事においても、玉井克哉東京大学教授から、「事実上のサイドローディングを認めればそれよりはるかに低い水準の代替措置で満足するよう国民に強いる」と批判されている。これらの指摘のとおりである。</p> <p>2 決済・課金システムの利用義務付け 決済・課金システムの利用義務付けは、上記MyDataJapanからも、「現状においては、プラットフォーム事業者が決済・課金に関する消費者保護の重要な機能を担っている」とされている。決済・課金が全くのアプリ外で行われると、AppleやGoogleは課金(特にサブスク)を把握できず、解約したいという消費者の希望について調査することすらできない。2022年4月1日から成人年齢が引き下げられたが、若年層の課金についてのトラブルは増加傾向にある(国民生活センター)。消費者委員会における議論でも、「消費者の能力の限界を超えているらしく、いろいろなところでサブスクを登録したけれども、どこで登録したか分からないという相談が、消費生活センターのほうにかなり来ている」との問題が報告されている。AppleやGoogleが感知できない決済・課金の増加が、消費者トラブルを増加させ、それらは両社には解決できないにもかかわらず、両社の対応が増加する(つまり、最終的には消費者の負担に転嫁される)ことは容易に想定される。</p> <p>3 デジタル市場法(DMA)の施行状況を確認 上記1、2の施策は、競争環境を向上させようという立場から導入が提唱されているものであり、競争環境の向上が消費者の利益になることがあるのは勿論である。しかしながら、標記法律案の議論過程では、セキュリティ、プライバシー及び消費者保護の観点は十分に取り入れられておらず、懸念がある。上記1、2については、欧州のデジタル市場法(DMA)によって、一定程度Apple及びGoogleが対応するとの報道がある。そうであれば、第213回国会における法案に盛り込むことは急ぎすぎであり、DMAの施行状況をみて、①競争環境の向上による消費者利益の増大が明確であり、②セキュリティ、プライバシー及び消費者保護の観点から消費者の不利益がないことを見定めてから導入することが理性的な対応ではないか。</p> <p>4 標記法律案について消費者の意見を聴くこと 標記法律案に関しては、消費者の声が十分に反映されて作成されていないのではないかという懸念があり、今からでも遅くはないので、法律案を示したうえで消費者の意見(消費者団体、日弁連等の専門家等)を聴く機会が必要ではないか。</p>

<食品表示関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月18日	「紅麴」の問題と消費者への対応に関する意見・要望	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長 郷野智砂子	健康を獲得するための食品を摂取して、却って生命身体に重篤な被害を被ることは、消費者の想定外であり、絶対にあってはならないこととして受け止めている。小林製薬の紅麴を原料とした機能性表示食品による健康被害により、入院患者多数に加えて死亡者も報告され、多くの消費者が非常な不安を感じている。消費者庁は、機能性表示食品の約7000件を対象に総点検を実施すると発表した。そのうえで、全国消団連は、国に対して早急に以下の措置を講じ、一刻も早い事実関係の究明と安全体制の構築に努めていただくよう強く要請する。 I.紅麴関連製品に関して 1.紅麴と関連製品の問題に関して、消費者が不安を解消できるよう、わかりやすく情報提供すること。 2.小林製薬に対して、安全性を保証する管理体制を強化すると共に、わかりやすい情報発信、丁寧で誠実な消費者対応を行うよう強く要請すること。 3.消費者庁がリーダーシップを発揮して、各省庁と調整し積極的に行動することを要請する。 II. 機能性表示食品に関して 1.機能性表示食品の制度の見直しを検討すること。 2.機能性表示食品を含む健康食品全般について、それぞれの内容や制度の違いについて消費者にわかりやすく情報提供すること。
4月22日	機能性表示食品制度及び紅麴を含むサプリメントによる健康被害事案についての意見	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事長 増田悦子	小林製薬の紅麴を含む機能性表示食品で重篤な健康被害が発生している件について、迅速な原因究明はもとより、消費者が不安を抱くことのないよう状況をわかりやすく広報し、再発防止に向けて必要な施策を講じていただくと同時に、機能性表示食品制度の抜本的見直しをしていただくよう、以下のとおり意見を申し述べる。 1. 機能性表示食品の在り方を抜本的に見直すこと。 2. 安全性確保の仕組みを強化すること。 3. 国は早急に原因を究明すること。 4. 機能性表示食品等の健康被害情報の収集体制を強化すること。 5. 内部通報制度を浸透させること。 6. 健康食品を利用する際の注意点について消費者に十分周知すること。 7. 食品添加物であるベニコウジ色素と混同することのないよう、消費者に分かりやすく説明すること。 8. 国は食品等のリコール判断基準を明確にし、事業者が必要に応じて迅速に回収するよう指導すること。
4月25日	小林製薬株式会社の紅麴関連機能性表示食品問題に係る要望	全大阪消費者団体連絡会	消費者の不安の解消と食品の安全安心の向上のために、以下の措置を国に求める。 1.小林製薬株式会社の紅麴関連機能性表示食品摂取者に健康被害が生じた事案について、徹底的な原因究明と再発防止、被害者救済を行い、その詳細を公表すること 今回の健康被害の原因はまだ解明されていない。製品から検出されたブベルル酸の毒性は判明しておらず、混入経路も不明である。国はあらゆる可能性を排除することなく、徹底的かつ迅速な原因究明に全力を挙げること。原因究明にあたっては、健康被害の直接的な原因に加えて、小林製薬株式会社の本事案に関わる業務体制や事案対応、及び経営組織の体質・風土における問題点の有無についても解明すること。以上を踏まえて、適切な被害者救済が行われるようにすること。また、機能性表示食品や錠剤・カプセル状等食品を含む食品の安全確保の施策全体の見直しも含めた、抜本的な再発防止策を実施すること。これらの原因究明と再発防止策の策定にあたっては、随時、情報を詳細に公表し、消費者にも意見を求めて、その反映に努めること。 2.機能性食品表示制度について、安全性確保対策の検討に加えて、制度の廃止も含めた抜本的見直しにも着手すること 国が5月末をめどに取りまとめている機能性表示食品制度の今後のあり方については、本事案を受けた安全性の確保対策の検討が中心になるものと思われる。その際には、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の安全性に係る項目の再検討とともに、本事案に関わって指摘されている、サプリメント形状の加工食品における原材料も含めた適正製造規範(GMP)に基づく製造・品質管理の義務化、届出食品による健康被害の発生及び拡大のおそれがある場合の消費者庁への報告義務の明確化、販売状況の更新の強化について実施に向けた検討を行うこと。また、国が審査を行わず、事業者からの届出に依拠する現行の機能性表示食品制度において、安全性や謳われている機能性がどこまで確保されており、消費者の健康に寄与しているのか、更に一般の消費者がそれぞれの製品の内容をどこまで把握して選択・利用しているのかという観点から、広告表示の実態も含めて制度全体を検証し、廃止も含めた抜本的な見直しに着手すること。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月24日	国立がん研究センターのリーフレット「知ってください ヒトパピローマウイルス(HPV)と子宮頸がんのこと」の公開停止及び回収を求める要請書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	国立がん研究センターの設置するがん対策研究所が公開したリーフレット「知ってください ヒトパピローマウイルス(HPV)と子宮頸がんのこと～あなたの未来のために今できること～」について、当会議は、国立がん研究センターに対し、ただちに本件リーフレットの公開を停止し、記述の誤りが認められたことについて広く広報するとともに、すでに配布された本件リーフレットを回収するよう要請する。 要請の理由は以下の通り。 1.「9価ワクチンの接種で子宮頸がんの9割以上を予防できます」との記述は明確な誤りであること 2.「日本でも子宮頸がんそのものを予防できることが示されています」との記述が、国内で接種群と非接種群との間に子宮頸部前がん病変の発生率に有意差を確認できなかったという研究結果を無視したものとなっていること 3.「近年では若い女性で多くなっています」とする記載が大きな誤解を招くものであること

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から8件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:2件、その他:6件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。